　第１０５号議案

　　品川区個人情報保護審議会条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年１２月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区個人情報保護審議会条例

　（趣旨）

第１条　この条例は、品川区個人情報保護審議会の設置および組織ならびに調査審議等の手続等について定めるものとする。

　（設置）

第２条　次に掲げる事務を行うため、区長の附属機関として、品川区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

　⑴　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

　⑵　品川区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和　　年品川区条例第

　号）第８条の規定および品川区議会個人情報の保護に関する条例（令

和　　年品川区条例第　　号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第４５条第３項の規定による意見の求めに応じ調査審議すること。

　⑶　議会個人情報保護条例第４５条第１項の規定による意見の求めに応じ審査請求について調査審議すること。

　⑷　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２８条第１項の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて区長に意見を述べること。

　（組織等）

第３条　審議会は、委員５人以内をもって組織する。

２　審議会の会議は、審議会が適当と認める場合を除き、公開しないものとする。

　（委員）

第４条　委員は、優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

２　委員の任期は２年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

５　区長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、または委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

６　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

７　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、または積極的に政治運動をしてはならない。

　（会長）

第５条　審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

　（審議会の調査権限）

第６条　審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定により審議会に諮問をした実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会および監査委員をいう。）をいう。以下同じ。)に対し、保有個人情報（法第７８条第１項第４号、第９４条第１項または第１０２条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る法第６０条第１項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

２　諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類または整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

４　審議会は、第２条第３号に規定する意見の求めがあった場合において必要があるときは、審査請求人その他関係者に対し、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

　（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

　　　付　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　区長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第４条第１項の規定の例により、審議会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

３　施行日前に品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和　　年品川区条例第　　号。以下「改正条例」という。）による改正前の品川区情報公開・個人情報保護条例（平成９年品川区条例第２５号。以下「旧条例」という。）第２７条の規定により旧条例第２８条に規定する品川区情報公開等審議会にされた旧条例第１５条、旧条例第２１条の３または旧条例第２１条の９の規定による請求に係る諮問および意見の求めは、審議会にされたものとみなし、その諮問および意見の求めに係る調査審議については、旧条例の規定の例による。

４　改正条例付則第２条第４項の規定により審議会にされた諮問または意見の求めに係る調査審議については、旧条例の規定の例による。

　（説明）品川区個人情報保護審議会を設置する必要がある。